

支 払 基 金
平成 30 年 9 月 4 日

歯科診療行為マスターの新設予定コード及び廃止予定コードについて

このことについては、平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 43 号及び平成 30 年 3 月 26 日付け保医発 0326 第 5 号「「診療報酬請求書等の記載要領について」等の一部改正について」において、平成 30 年 10 月 1 日から適用となるもの及び平成 30 年 9 月 30 日まで経過措置とされているものについて、別添のとおりコードを新設及び廃止する予定ですのでお知らせします。

なお、今後、やむを得ずこの予定を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。